

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、久保田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和 4 年 11 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	堤 保徳	佐賀市久保田町大字徳万1159番地	令和 4 年 5 月 21 日 退任
〃	堤 和義	〃 〃 〃 1158番地	令和 4 年 9 月 9 日 就任